

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る  
組織体制強化に向けた事務職員配置支援業務

次のとおり派遣元事業者を公募する。

2026年5月7日  
一般社団法人せとうち観光推進機構  
会長 真鍋 精志

## 1 業務内容

- (1) 業務の仕様等  
観光庁が実施する「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業（以下、「モデル事業」という。）にかかる内部事務及び外部調整等
- (2) 履行期間  
契約締結の日から2027年2月19日（金）まで
- (3) 予算額  
4,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を受けており、本業務を適正に履行できる事業者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (7) 公募開始の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）で定める法人であること。
- (9) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。
- (10) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国土交通省近畿

運輸局長、中国運輸局長、四国運輸局長並びにせとうち7県の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。

(11) 業務の遂行に必要な資格を保有していること。

(12) 本件公募に関し、仕様書、評価基準その他公募関係資料の作成に関与した者、又はこれらの者と資本関係、人的関係その他密接な関係を有する者ではないこと。

### 3 公募手続等

#### (1) 交付方法

##### ア 交付方法

公式サイト (<https://setouchitourism.or.jp/ja/>) に掲載する。

##### イ 交付期間

2026年5月7（木）から2026年5月15日（金）まで

#### (2) 応募書類の提出方法

応募する事業者は、下記の応募書類を提出すること。なお、本公募は派遣労働者個人を特定して選定することを予定するものではなく、履歴書、職務経歴書その他個人を特定し得る書類の提出は求めない。

##### ア 提出先

一般社団法人せとうち観光推進機構

〒730-0011 広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階

担当：小林 宛([info@setouchitourism.or.jp](mailto:info@setouchitourism.or.jp))

##### イ 提出期限

2026年5月15日（金）16時（必着）

##### ウ 提出方法

担当者の連絡先を記載のうえ、メールで提出すること。

##### エ 提出書類

(ア) 会社概要及び労働者派遣事業の許可を証する書類の写し【任意様式】 1部

(イ) 業務実施体制表（派遣元責任者、連絡体制、欠員・交代時の代替対応を含む。）【任意様式】 1部

(ウ) 見積書（時間単価、通勤交通費の取扱い、支払条件の考え方が分かるもの）【任意様式】 1部

#### (3) 応募の取り下げ

応募を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式1】を提出するものとする。

取り下げ願い書提出期限 令和8年5月18日(月)正午

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

#### (4) その他

- ア 応募書類等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- イ 応募書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類等を無効とする。
- ウ 提出された応募書類等は、返却しない。
- エ 提出された応募書類等は、本業務受託候補者の選定以外に応募書類等の提出者に無断で使用しないものとする。

### 4 事業者の決定

#### (1) 審査方法

審査は、提出された会社概要、業務実施体制及び見積内容等を対象とした書面審査とする。

#### (2) 結果の通知

書面審査後に、提出事業者に対し通知する。

#### (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 5 契約

#### (1) 契約の締結

提出された応募書類等を踏まえて機構が選定を行い、選定された事業者と、時間単価、通勤交通費の取扱い、支払タームその他契約条件について協議のうえ契約を締結する。なお、配置する派遣労働者個人の選任は、関係法令を遵守の上、受託者の責任において行うものとする。契約期間および契約更新の可否・頻度については、事業の実施状況、予算の確保状況等を踏まえ、事務局と事業者間で協議のうえ決定する。

#### (2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (3) 契約書作成の要否

要

### 6 失格事由

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 7 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階

一般社団法人せとうち観光推進機構 担当 小林

電話 (082)836-3217 F A X (082)836-3218

メール ([info@setouchitourism.or.jp](mailto:info@setouchitourism.or.jp))